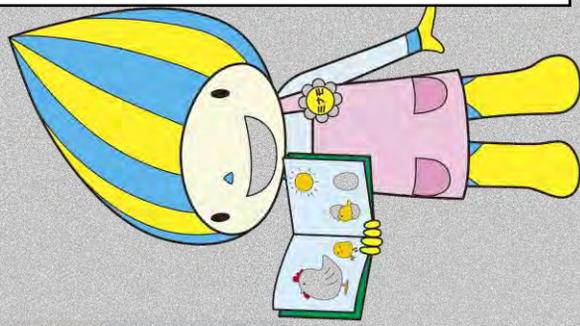


保育士の就業状況等の届出の努力義務化と一元化



令和2年7月13日
「清流の国ぎふ」 岐阜県



保育士登録制度

根拠法令

● 児童福祉法第18条の18

保育士の資格を有する者が保育士として従事するためには、下記内容を**都道府県へ登録**しなければならない。

- ◆ 氏名 ◆ 生年月日
- ◆ その他厚生労働省令で定める事項（登録番号、登録年月日、本籍地都道府県名、取得年月日、資格取得方法（保育士養成施設または保育士試験）） <法施行規則第6条の30>

登録の流れ

登録

都道府県
「試験合格地」又は「養成施設卒業時の住民登録地」の属する都道府県へ登録

<児童福祉法第18条の18>

<児童福祉法施行令第16条>

従事

定期更新不要

更新

「本籍」又は「氏名」の変更があった場合のみ更新が必要

離職時、居住地変更等
の届出規定がない

※全都道府県の法に基づかない委託契約により、(社福)日本保育協会が登録事務を実施